

Pendant que 節における半過去記号素と 単純過去記号素の対立の中和

川 島 浩 一 郎

0. はじめに

半過去記号素と単純過去記号素には、それらが過去時制記号素として対立する文脈がある。表意単位の複数の実現形が対立すると言われるためには、少なくとも次の2条件がみたされることが必要である。条件(a-1)表意単位の複数の実現形を、発話の一部分において入れ換えることができる。条件(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。表意単位の複数の実現形が対立する(あるいは対立しない)文脈においては、当該の表意単位もまた対立する(あるいは対立しない)と言われる。

Pendant que 節にあっては、半過去記号素と単純過去記号素の対立に中和が生じる。つまり、pendant que 節においては半過去記号素と単純過去記号素の対立が成立しない。Pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素は、ひとつしかないからである。なお半過去記号素と単純過去記号素は、それらの対立に中和が成立するための前提条件(排他的連関の関係にあること)をみたしている。

- (1) Il demanda l'addition pendant que Dominique se *remaquillait*. (Pierre Boileau & Thomas Narcejac, *Terminus*, Collection Folio, 1980, p.161)
- (2) Il attrapa un pull et un pantalon pendant que Marc et Lucien *descendaient*. (Fred Vargas, *Debout les morts*, Collection J'ai lu, 1995, p.34)

以上より、pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素の実現形は、原過去時制記号素(半過去記号素と単純過去記号素の機能的共通部分)の実現形であると考えられる。たとえば(1)の *remaquillait* や(2)の *descendaient* に含まれる過去時制記号素の実現形は、半過去記号素の実現形でもなければ単純過去記号素の実現形でもない。これらは、原過去時制記号素の実現形である。

1. 表意単位の対立とその中和

1.1 表意単位の対立

1.1.1 表意単位の実現形としての認定基準(必要条件)

発話のある切片が表意単位の実現形であるためには、少なくとも次の2条件がみたされることが必要である。条件(a-2)発話の一部分において、その切片をほかの切片(ゼロ切片でもよい)と入れ換えることができる。条件(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。知的意味という用語は、大略、言語共同体において共有される客観的、離散的な弁別にもとづく意味のことを指す。たとえば、(3)と(4)では *doux* と *beau* を入れ換えることができる。つまり *doux* と *beau* が条件(a-2)をみたす。また *doux* と *beau* の入れ換えによって、(3)や(4)の意味に客観的、離散的な弁別が生じる。つまり *doux* と *beau* が条件(b)をみたす。したがって *doux* と *beau* はそれぞれ、(3)や(4)において、表意単位の実現形だと考えてよい。

- (3) Il fait *doux*, [...]. (Marc Levy, *Toutes ces choses qu'on ne s'est pas dites*, Collection Pocket, 2008, p.105)
- (4) [...], il fait *beau* ! (Nicole de Buron, *Qui c'est, ce garçon ?*, Collection J'ai lu, 1985, p.23)
- (5) Il fait *si beau* ! (Ernest Hemingway, *Paris est une fête*, Collection Folio, 1964, p.66)

入れ換えの可能性が検証の対象となる切片には、いわゆる「ゼロ切片」も含まれる。ゼロ切片とは、切片が不在の状態のことである。たとえば(4)にみられるように、(5)の *si* はゼロ切片と入れ換えることができる。また、この入れ換えによって(5)の知的意味に弁別が生じる。この観察によって、(5)の *si* を表意単位の実現形として認定することができる。何らかの切片の有無が発話の知的意味に弁別を生じさせるのであれば、その切片は表意単位の実現形と考えざるをえない。

最小の表意単位は、記号素と呼ばれる。記号素は、それ以上小さな表意単位に分節ができない表意単位である。つまり記号素の実現形の内部において上記の基準をみたす切片は、その記号素の実現形の全体だけである。たとえば(3)の *doux* の内部において条件(a-2)と条件

(b)をみたます切片は、この doux の全体だけである。よって(3)の doux は、記号素(最小の表意単位)の実現形であると言ってよい。

1.1.2 表意単位の「対立」を認定するための基準(必要条件)

表意単位の複数の実現形(X, Yと記号化する)が対立すると言われるためには、XとYが、少なくとも次の2条件をみたますことが必要である。条件(a-3) X, Yを、発話の一部において入れ換えることができる。条件(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。たとえば(6)の courage と(7)の chance は、互いに入れ換えることができる。つまり courage と chance が条件(a-3)をみたます。そして、courage と chance を入れ換えることによって(6)と(7)の知的意味に弁別が生じる。つまり courage と chance が条件(b)をみたます。したがって(6)の courage と(7)の chance は、この文脈(vous avez beaucoup de ...)において対立すると言ってよい。

(6) Vous avez beaucoup de *courage*. (Agnès Abécassis, *Les tribulations d'une jeune divorcée*, Collection Pocket, 2004, p.293)

(7) Vous avez beaucoup de *chance*. (Bernard Werber, *L'Encyclopédie du savoir relatif et absolu*, Collection Le Livre de Poche, 2000, p.230)

X, Yが対立するのか対立しないのかについては、文脈ごとの個別の検証が必要である。ある文脈で対立するX, Yが、別の文脈でも対立するとはかぎらない(1.2.2と1.3.1を参照)。たとえば、ある文脈において指示形容詞記号素の実現形である ce という切片は、別の文脈では何らかの固有名詞記号素の実現形かもしれない。Ce qui や前置詞をともなわない ce que などでは、不定代名詞記号素の実現形と考えることができる。また別の文脈では cependant の冒頭部分かもしれない。表意単位とその実現形は、一対一に対応しないのである(1.2.1を参照)。指示形容詞記号素の実現形である ce には、それが定冠詞記号素の実現形や不定詞記号素の実現形と対立する文脈がある。しかし cependant の内部にある ce が、定冠詞記号素の実現形や不定詞記号素の実現形と対立する文脈は存在しない。

1.2 異なる表意単位の実現形であることを検証する基準

1.2.1 表意単位と実現形の対応関係

表意単位とその実現形のあいだに、一対一対の対応関係はない。音声面でのあらゆる違い(声の大きさ、話す速さ、男女差、年齢差、地域差、個人差など)に着目すれば、同一の表意単位の実現形は無数に存在すると言ってよい。異音同義や同音異義の事例も少なくない。たとえば(il) assied と(il) assoit のように、同一の表意単位

が異なる実現形をもつことがある(1.2.3を参照)。また le voile の voile と la voile の voile のように、異なる表意単位が(音声的な微細な違いを除けば)同じ形で実現することも珍しいことではない。

したがって表意単位の実現形が複数、任意に与えられたとき、それらが同一の表意単位の実現形であるのか異なる表意単位の実現形であるのかを判定する基準が必要である。その基準がないままでは、(il) assied と(il) assoit を異なる表意単位の実現形だとすることも、le voile の voile と la voile の voile を同じ表意単位の実現形とすることも、恣意的にできてしまうことになる。

1.2.2 実現形のあいだに対立がある文脈

表意単位の複数の実現形(X, Yと記号化する)が対立する文脈において、それらは異なる表意単位の実現形である。つまりX, Yが次の2条件をみたます文脈があれば、XとYを当該文脈において異なる表意単位の実現形であるとみなしてよい。条件(a-3) X, Yを、発話の一部において入れ換えることができる。条件(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。たとえば(8)の avis と(9)の côté は、当該脈において対立する(1.1.2を参照)。したがって avis と côté は、少なくとも当該脈において、異なる表意単位の実現形と考えてよい。

(8) Je suis de ton *avis*. (Amélie Nothomb, *Antéchrista*, Collection Le Livre de Poche, 2003, p.67)

(9) [...], je suis de ton *côté*. (Marc Levy, *Le voleur d'ombres*, Collection Pocket, 2010, p.48)

(10) En revanche, pour l'empreinte digitale, m'est *avis* que ce n'est pas un système bien sophistiqué. (Maxime Chattam, *La théorie Gaïa*, Collection Pocket, 2008, p.144)

ある文脈で対立するXとYが、ほかの文脈でも対立するとはかぎらない。たとえば(8)の avis と(9)の côté は、je suis de ton ... において対立する。しかし(10)の avis は、côté と対立しない。X, Yが対立するのか対立しないのかについては、文脈ごとの個別の検証が必要である(1.1.2と1.3.1を参照)。

1.2.3 実現形のあいだに対立がない文脈

X, Yが条件(a-3)をみたますが条件(b)はみたまさない文脈において、XとYは同一の表意単位の実現形である。これらは、自由変異体(発話の一部において入れ換えることのできる変異体)の関係にあると言われる。たとえば il s'assied と il s'assoit のように、assied と assoit を入れ換えても発話の知的意味に弁別が生じない文脈にあっては、assied と assoit を同じ表意単位の実現形であると考えざるをえない(1.2.1を参照)。

X, Y が条件 (a) をみたさない文脈においては, X と Y を異なる表意単位の実現形であると言うことができない。ある文脈で X と Y を入れ換えることができるためには, その文脈に X, Y の両方が現れる可能性が必要である。X, Y のどちらも現れえない文脈では, X と Y の同一性や非同源性ははじめから問題とならない。存在しない X を存在しない Y と比較しても意味がないからである。また X, Y のうちの一方だけしか現れえない文脈においても, X と Y の同一性や非同源性は問題となりえない。このような文脈には, 比較対象となる X (あるいは Y) が存在しないからである。文脈の一部分で互いに入れ換えることのできない実現形, たとえば *le bureau* の *le* と *une table* の *une* について, それらを異なる表意単位の実現形であると言うためには, 特定の文脈を離れてメタ言語的な観点にたつ必要がある。

1.3 表意単位の対立の中和

1.3.1 機能的共通部分を備えた実現形が現れる対立の解消

ある文脈で存在する対立が別の文脈で消失する現象を「対立の解消」と呼ぶ。一方に X, Y (表意単位の実現形) が対立する文脈があり, 他方に X, Y が対立しない文脈があるとしよう (1.1.2 を参照)。このとき前者の文脈で存在した X, Y の対立は, 後者の文脈で「解消」していると考えることができる。後者の文脈で存在しない X, Y の対立が, 前者の文脈で「出現」と考えてもよい。いずれにせよ, X, Y が対立する文脈と対立しない文脈があるという事実にかわりはない (1.2.2 と 1.2.3 を参照)。なお X, Y が対立する (あるいは対立しない) 文脈においては, X と Y を実現形とする表意単位もまた対立する (あるいは対立しない) と言われる。

ほかの文脈で対立する X, Y の機能的な共通部分を備えた実現形が現れうるが, それらの実現形の間に対立が成立しない文脈が存在するとき, 後者の文脈において, X, Y を実現形とする表意単位の対立は中和すると言われる¹。つまり中和は, 対立の解消の下位概念である。X, Y の機能的な共通部分を備えた複数の実現形が互に対立しうる文脈 (つまり X, Y を実現形とする表意単位が対立しうる文脈) にあっては, これらの対立する実現形が異なる表意単位の実現形とみなされる (1.2.2 を参照)。一方, X と Y の機能的な共通部分を備えたすべての実現形が互に対立しない文脈 (つまり X, Y を実現形とする表意単位の対立に中和が生じる文脈) では, それらの実現形を異なる表意単位の実現形と言うことができない (1.2.3 を参照)。なお X, Y の機能的な共通部分を備えた実現形のあいだの相違は, 単なる音声面での微細な違いであってもよい (1.2.1 を参照)。

1.3.2 対立の中和が成立するための前提条件: 排他的連関

X, Y を実現形とする表意単位の対立に中和が成立するには, その前提として, X と Y が次の 3 条件をみたす必要がある。条件 (I) X, Y が対立する文脈が存在する。条件 (II) X, Y に機能的な共通部分がある。条件 (III) その機能的な共通部分をもつのが, X と Y だけである。条件 (I), (II), (III) ないしは条件 (II), (III) をみたす言語単位の複数の実現形は, 排他的連関にあると言われる。

X, Y が対立する事例がなければ, X, Y を実現形とする表意単位の対立が中和することもない。中和すべき対立が, 存在しないことになるからである。X, Y を実現形とする表意単位に対立の中和が成立するためには, X, Y が対立する文脈と, X, Y が対立しない文脈の両方が必要である (1.3.1 を参照)。つまり条件 (I) がみたされなければならない。

X, Y に機能的な共通部分がなければ「X と Y の機能的な共通部分を備えた実現形が現れる」という中和が成立するための一要件がみたされないことになる。X, Y に機能的な共通部分があることは, 中和の定義の一部分と考えてよい (1.3.1 を参照)。つまり条件 (II) がみたされなければならない。

X, Y の他に条件 (I) と条件 (II) をみたす別の Z がある場合, X, Y を実現形とする表意単位の対立だけが中和するような文脈は存在しえない。対立が中和する文脈があるとすれば, その中和は X, Y を実現形とする表意単位の対立の中和ではなく, X, Y, Z を実現形とする表意単位の対立の中和である。中和の定義から, この文脈にあっては Z もまた X, Y と対立しないからである (1.3.1 を参照)。X, Y, Z ではなく X, Y を実現形とする表意単位の対立の中和だと言う場合, 当該文脈で複数の Z が対立することが想定されているはずである。しかし, この想定は, それが X, Y, Z を実現形とする表意単位の対立の中和であることと矛盾する。このような矛盾を生じさせないためには, 条件 (III) がみたされなければならない。

1.3.3 機能的共通部分の実現形

表意単位の複数の実現形 (X, Y と記号化する) のあいだに対立のない文脈にあっては, これらの実現形を異なる表意単位の実現形だと言うことができない。ある文脈において X, Y が異なる表意単位の実現形であるためには, 当該文脈において X, Y が対立することが必要である (1.2.2 を参照)。X, Y を実現形とする表意単位の対立が中和する文脈にあっては, X, Y を異なる表意単位の実現形とみなすことができない (1.2.3 を参照)。

したがって, X, Y に機能的な共通部分が存在する場合, X, Y を実現形とする表意単位の対立が中和した結果と

¹ 中和の定義についての詳細は, たとえば MARTINET (1968) や AKAMATSU (1988) を参照。

して現れる (X, Y の機能的共通部分を備えた) 実現形は, X, Y の機能的共通部分の実現形であると考えざるをえない。機能的共通部分がある X, Y を異なる表意単位の実現形であると「言えない」ためには, X, Y がどちらも, この機能的共通部分の実現形でなければならない。X, Y の少なくともどちらか一方に (X, Y が共有していない) 機能的な非共通部分が含まれていれば, これらの X, Y を異なる表意単位の実現形とみなすことが可能だからである。

2. 半過去記号素と単純過去記号素：ふたつの過去時制記号素の対立と排他的連関

2.1 半過去記号素および単純過去記号素の存在

半過去の動詞形には, 半過去記号素の実現形が含まれる。(11)の *avait* と (12)の *a* を比べれば, *a* にはない表意単位の実現形が *avait* に含まれていることは明らかである。半過去の動詞形を特徴づけるこの切片は, 表意単位の実現形としての必要条件をみたく (1.1.1 を参照)。つまり, 半過去形を特徴づける切片は, (12)の *a* にみられるように, ほかの切片 (ゼロ切片でもよい) と入れ換えることができる。また, その入れ換えによって発話の知的意味に弁別が生じる。この切片は, 記号素の実現形と考えられる。半過去の動詞形を特徴づける最小の切片だからである。

(11) Il *avait* raison. (Françoise Sagan, *Un certain sourire*, Collection Le Livre de Poche, 1956, p.68)

(12) Il *a* raison. (Anna Gavalda, *Je voudrais que quelqu'un m'attende quelque part*, Collection J'ai lu, 1999, p.10)

(13) Danglard *fit* la moue. (Fred Vargas, *Pars vite et reviens tard*, Collection J'ai lu, 2001, p.86)

(14) Edwin *fait* la moue. (Serge Brussolo, *La fenêtre jaune*, Collection Le Livre de Poche, 2007, p.144)

単純過去の動詞形には, 単純過去記号素の実現形が含まれる。(13)の *fit* と (14)の *fait* を比べれば, *fait* にはない表意単位の実現形が *fit* に含まれていることは明らかである。単純過去の動詞形を特徴づけるこの切片は, 表意単位の実現形としての必要条件をみたく (1.1.1 を参照)。つまり, 単純過去形を特徴づける切片は, (14)の *fait* にみられるように, ほかの切片 (ゼロ切片でもよい) と入れ換えることができる。また, その入れ換えによって発話の知的意味に弁別が生じる。この切片は, 記号素の実現形と考えられる。単純過去の動詞形を特徴づける最小の切片だからである。

2.2 半過去記号素：事態が完了しているか完了していないかを弁別しない過去時制記号素

半過去記号素は, 無標の過去時制記号素である。半過去記号素の本質的な表意機能は, 動詞記号素の実現形を含む発話を表す事態に, 過去性を加えることにほかならない²。たとえば「現在」と言われる動詞形を用いた (15)の *elle va ...* は「現在の習慣」と呼ばれる用法に対応する。一方, 半過去記号素の実現形を用いた (16)の *elle allait ...* は「過去の習慣」と呼ばれる用法に対応する。これらの用法のあいだにある相違は, 事態の時間的な位置づけが現在時間にあるか過去時間にあるかだけである。実際 (16)から半過去記号素の実現形を除去すれば, *elle va au cinéma presque tous les jours* という「現在の習慣」を言い表した発話になる。(16)における半過去記号素の存在理由は, *elle va au cinéma presque tous les jours* という事態に過去性を加えることであって, それ以上でも以下でもない。

(15) Elle *va* à la messe, le dimanche... (Pierre Boileau & Thomas Narcejac, *Sueurs froides*, Collection Folio, 1958, p.17)

(16) Elle *allait* au cinéma presque tous les jours, [...]. (Sébastien Japrisot, *Compartment tueurs*, Collection Folio, 1962, p.122)

したがって, 半過去記号素の実現形によって標示される過去性は, 事態が完了しているか未完了であるかのアスペクト的弁別を備えていない。つまり半過去記号素は「過去時制 + 完了アスペクト」記号素でもなければ「過去時制 + 未完了アスペクト」記号素でもなく, 純粹な「過去時制」記号素である。(16)の *elle allait ...* に含まれる半過去記号素の実現形は, *elle va au cinéma presque tous les jours* にたいして, あらたに完了アスペクトを加えることもなければ未完了アスペクトを加えることもない。この発話に含まれる半過去記号素の実現形は, 事態に過去性を与えているだけである。

(17) Comme Ferrer *arrivait* très en avance, l'enregistrement de son vol n'avait pas commencé: [...]. (Jean Echenoz, *Je m'en vais*, Minuit, 1999/2001, p.10)

(18) Le type était encore assez loin mais il *arrivait*, [...]. (Philippe Djian, *Zone érogène*, Collection J'ai lu, 1984, p.92)

実際, 半過去記号素の実現形は, 完了した事態に対応すると解釈されることもあれば, 未完了の事態に対応すると解釈されることもある。たとえば (17)の Ferrer *arrivait ...* は, 完了した事態として解釈される。一方 (18)の *il arrivait* は, 未完了の事態として解釈される。半過

² 半過去記号素が無標の過去時制記号素であることについては, 渡瀬 (1985, 1990, 1994, 1995, 1998, 2012, 2013) や川島 (2006, 2012a, 2012b, 2012c, 2013, 2014a, 2014b, 2014c) を参照。

去記号素は、事態が完了していることを積極的に標示しないだけでなく、事態が未完了であることも積極的に標示しない。半過去記号素が、無標の過去時制記号素だからである。半過去記号素の実現形が完了した事態にも未完了の事態にも解釈上は対応が可能であるのは、そのためにほかならない。

2.3 単純過去記号素：事態が完了していることを明示する過去時制記号素

単純過去記号素の実現形を用いて表現した事態は、過去時間に属するものとして位置づけられることになる。たとえば(19)の *Adamsberg fit ...* は、それが現実世界の出来事であるか物語世界の出来事であるかにかかわらず、少なくとも現在時間や未来時間に属する事態ではありえない。単純過去記号素の使用はその意味で、事態の過去性と常に結びついている。単純過去記号素は過去時制記号素であると考えてよい。

(19) *Adamsberg fit la moue.* (Fred Vargas, *Pars vite et reviens tard*, Collection J'ai lu, 2001, p.293)

(20) *Votre mari fait la moue.* (Nicole de Buron, *Chéri, tu m'écoutes ?... alors répète ce que je viens de dire...*, Collection Pocket, 1998, p.39)

単純過去記号素は、過去時制記号素であるだけでなく、事態の完了も明示する。実際(19)の *Adamsberg fit ...* を未完了の事態として解釈することは不可能である。(20)の *vous mari fait ...* には、未完了の事態としての解釈がありうる(これから顔を顰める、顔を顰めている最中だ、などの解釈)。しかし(19)の *Adamsberg fit ...* には、その可能性がない。動詞形に単純過去記号素の実現形が含まれているからである。単純過去記号素の使用は、事態の完了と常に結びついているのである。

したがって単純過去記号素は、事態が完了していることを明示する過去時制記号素であるとみなしてよい。単純過去記号素の実現形は、動詞記号素の実現形を含む発話が表現する事態に過去性を加えるだけでなく、その事態が完了していることも標示する³。したがって単純過去記号素の実現形によって標示される過去性は、事態が完了しているか未完了であるかの弁別を備えている。単純過去記号素は、いわば「過去時制 + 完了アスペクト」記号素であると考えてよい。

2.4 半過去記号素と単純過去記号素の対立と排他的連関

半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形は、次の3条件をみたす。条件(i)半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形が、対立する文脈がある。条件(ii)半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形のあいだに、機能的な共通部分がある。条件(iii)その共通

部分をもつのが、半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形だけである。したがって半過去記号素と単純過去記号素は、それらの対立に中和が成立するための前提条件をみたす(1.3.2を参照)。

(21) *Bonnie Del Amico n'arrivait pas à fermer l'œil.*
(Guillaume Musso, *Et après...*, Collection Pocket, 2004, p.345)

(22) *Elisa, quant à elle, n'arriva pas à fermer l'œil.*
(Internet)

半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形は、条件(i)をみたす。たとえば(21)の *arrivait* に含まれる半過去記号素の実現形と(22)の *arriva* に含まれる単純過去記号素の実現形は(2.1を参照)、互いに入れ換えることができ、この入れ換えによって(21)や(22)の知的意味に弁別が生じる。したがって(21)や(22)は、半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形が対立する文脈であると言ってよい(1.1.2を参照)。

半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形は、条件(ii)をみたす。これらの記号素のあいだには、事態に過去性を与えるという機能的な共通部分がある。半過去記号素は、無標の過去時制記号素である(2.2を参照)。単純過去記号素は、事態が完了していることを含意する過去時制記号素である(2.3を参照)。つまり半過去記号素と単純過去記号素は、過去時制記号素であることを機能的に共有する。半過去記号素と単純過去記号素の機能的共通部分は、無標の過去時制であることにほかならない。

半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形は、条件(iii)をみたす。互いに対立する文脈をもつ過去時制記号素は、半過去記号素と単純過去記号素だけだからである。複合過去記号素は時制記号素ではなく、完了アスペクト記号素である。大過去の動詞形は、動詞記号素の実現形、半過去記号素の実現形、完了アスペクト記号素の実現形から構成される連辞である。前過去の動詞形は、動詞記号素の実現形、単純過去記号素の実現形、完了アスペクト記号素の実現形からなる連辞である。接続法過去の動詞形は、動詞記号素の実現形、接続法記号素の実現形、完了アスペクト記号素の実現形からなる連辞である。重複合過去の動詞形は動詞記号素の実現形と、ふたつの完了アスペクト記号素の実現形からなる連辞である。条件法過去の動詞形は、動詞記号素の実現形、条件法記号素(あるいは半過去記号素と単純未来記号素)の実現形、完了アスペクト記号素の実現形から構成される連辞である。接続法半過去と接続法大過去の動詞形においては、過去時制記号素の実現形が条件(i)をみたさない。そこに現れることのできる過去時制記号素が、ひとつしかないからである⁴。したがって、互いに対立する

³ 単純過去記号素の表意機能については、川島(2014b)を参照。

可能性のある過去時制記号素は、半過去記号素と単純過去記号素しかない。

3. Pendant que 節における半過去記号素と単純過去記号素の対立の中和

3.1 Pendant que 節における過去時制記号素の実現形

Pendant que 節で使用される動詞形に、過去時制記号素の実現形が含まれることがある。たとえば(23)の *cherchait* という動詞形には、(24)の *cherche* には含まれていない切片が含まれる(2.1を参照)。この切片は、表意単位の実現形としての必要条件をみたす(1.1.1を参照)。すなわち、(24)の *cherche* にみられるようにほかの切片(ゼロ切片でもよい)と入れ換えることができ、その入れ換えによって発話の知的意味に弁別が生じる。この切片の内部には、それ以上小さな表意単位の実現形は含まれない。それが記号素の実現形だからである。

- (23) Et pendant qu'il *cherchait* ses mots, on le tuait. (Albert Camus, *Caligula* suivi de *Le malentendu*, Collection Folio, 1958, p.239)
- (24) Pendant qu'il *cherche* ses mots, Martha le tue. (Internet)
- (25) Il est vrai que, pendant que je *travillais*, elle se reposait, [...]. (Internet)
- (26) Pendant que je *travaille*, elle se dore au soleil sur la plage. (Frédéric Beigbeder, *L'amour dure trois ans*, Collection Folio, 1997, p.184)
- (27) Pendant que nous *faisons* notre devoir, ces porteurs de valises alimentaient en argent frais les terroristes du FLN. (Internet)
- (28) Pendant que nous *faisons* notre devoir, elle lit, le front dans une main. (Sébastien Japrisot, *La passion des femmes*, Collection Folio, 1986, p.92)

この実現形は、過去時制記号素の実現形だと考えられる。(24)の *cherche* とは異なり、(23)の *cherchait* には事態に過去性を与える表意機能が備わっているからである。(23)の *cherchait* と(24)の *cherche* のあいだにある表意機能的な相違は、事態の時間的な位置づけが過去時間にあるか現在時間にあるかだけである(2.2を参照)。同様に(25)の *travillais* には、(26)の *travaille* には含まれない過去時制記号素の実現形が含まれる。(27)の *faisons* には、(28)の *faisons* にはない過去時制記号素の実現形が含まれる。

3.2 半過去記号素と単純過去記号素の対立の中和

Pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素は、ひとつしかない。たとえば(29)の *pendant que Cyrille mangeait* にみられるように、*pendant que* 節に現れることが可能な過去時制記号素の実現形は、確かに存在する(3.1を参照)。しかし、この過去時制記号素の実現形をほかの過去時制記号素の実現形と入れ換えることはできない。つまり、少なくとも規範にしたがうかぎりは、(29)において *mangeait* を *mangea* と入れ換えることはできない。(30)の *séchais* を *séchai* と入れ換えることも不可能である⁵。

- (29) Pendant que Cyrille *mangeait*, elle le rejoignit au bar avec un beau sourire. (Fred Vargas, *Debout les morts*, Collection J'ai lu, 1995, p.170)
- (30) Le téléphone a sonné pendant que je me *séchais*. (Sébastien Japrisot, *La dame dans l'auto avec des lunettes et un fusil*, Collection Folio, 1966, p.168)

したがって *pendant que* 節において、半過去記号素と単純過去記号素の対立は中和する。表意単位の複数の実現形(X, Yと記号化する)が対立すると言われるためには、これらの実現形が次の2条件をみたす必要がある(1.1.2を参照)。条件(a-3) X, Yを、発話の一部分において入れ換えることができる。条件(b)この入れ換えによって、発話の知的意味に弁別が生じる。しかし *pendant que* 節で用いられる動詞形に現れることのできる過去時制記号素の実現形は、この2条件をみたさない。当該文脈に現れうる過去時制記号素は、ひとつしかない。*Pendant que* 節において複数の過去時制記号素の実現形の入れ換えが(規範を逸脱することで)できたとしても、それによって発話の知的意味に弁別が生じるわけでもない。よって *pendant que* 節において、半過去記号素と単純過去記号素の対立には中和が生じると考えられる(1.3.1を参照)。当該文脈において、半過去記号素の実現形と単純過去記号素の実現形が対立しないからである。なお半過去記号素と単純過去記号素は、それらの対立に中和が成立するための前提条件をみたしている(2.4を参照)。

3.3 原過去時制記号素：半過去記号素と単純過去記号素の対立の外側にある無標の過去時制記号素

Pendant que 節において、半過去記号素と単純過去記号素の対立は中和する。*Pendant que* 節に現れることのできる過去時制記号素は、ひとつしかないからである

⁴ 接続法半過去と接続法大過去の動詞形においては、半過去記号素と単純過去記号素の過去時制記号素としての対立は中和する。詳しくは川島(2015a)を参照。

⁵ LABELLE(2002)には、半過去の動詞形が *pendant que* 節に出現可能であるのにたいして、単純過去の動詞形はそこに現れることができないという記述がある。ただし *pendant que* 節に現れることのできる過去時制記号素の実現形は、半過去記号素の実現形ではなく、原過去時制記号素の実現形である(3.3を参照)。

(3.2を参照)。当該文脈にあつては、半過去記号素と単純過去記号素を弁別する必要がない。実際 pendant que 節であることが分かってさえいれば、過去時制記号素の選択は、発話の意味を考えなくても可能である。

Pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素を、半過去記号素と単純過去記号素と異なる表意単位だと言うことはできない。当該文脈に現れた過去時制記号素の実現形を、半過去記号素の実現形や単純過去記号素の実現形と入れ換えることはできないからである(1.2.3と3.2を参照)。この入れ換えが成立したとしても、それによって発話の知的意味に弁別が生じるわけでもない。

よって pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素は、半過去記号素でもなければ単純過去記号素でもないと考えざるをえない。この過去時制記号素の実現形は、半過去記号素と異なるとは言えない表意単位の実現形であるだけでなく、単純過去記号素と異なるとは言えない表意単位の実現形でもある(1.2.3を参照)。このような実現形が、半過去記号素の実現形でもなければ単純過去記号素の実現形でもないことは明白である。

Pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素は、無標の過去時制記号素である。Pendant que 節に出現可能な過去時制記号素は、ひとつしかないからである(3.2を参照)。たとえば猫として黒猫しか存在しない架空の世界では、われわれの現実世界に存在する「黒猫」に相当するような表意単位は成立しえない。猫として黒猫しかいない世界での「黒猫」は、ようするに(無標の)「猫」のことにほかならないからである。これと同様に、過去時制記号素がひとつしか現れることのできない文脈に現れることのできる過去時制記号素は、無標の過去時制記号素でしかありえない。

以上より、pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素は、半過去記号素でも単純過去記号素でもなく、半過去記号素と単純過去記号素の機能的共通部分であると結論できる(1.3.3を参照)。無標の過去時制記号素であることは、半過去記号素と単純過去記号素の機能的共通部分であることと同義である(2.4を参照)。音韻対立の中和における原音素をまねて、この機能的共通部分を原過去時制記号素と呼ぶことにしよう⁶。

(31) Je payai mon essence à la caisse tandis qu'elle *partait* aux toilettes. (Guillaume Musso, *L'appel de l'ange*, Collection Pocket, 2011, p.238)

(32) Mathias s'approcha pendant que Juliette *partait* chercher son sac dans les cuisines. (Fred Vargas, *Debout les morts*, Collection J'ai lu, 1995, p.198)

原過去時制記号素と半過去記号素は、異なる表意単位

である。半過去記号素は、それが単純過去記号素と対立する文脈に現れる「無標の過去時制記号素」である(2.2と2.4を参照)。これに対して原過去時制記号素は、半過去記号素と単純過去記号素が対立しない文脈に現れる「無標の過去時制記号素」である。原過去時制記号素は、いわば、半過去記号素と単純過去記号素の対立の外側にある「無標の過去時制記号素」だと考えられる。なお半過去記号素と原過去時制記号素は、同一の実現形を共有している。表意単位とその実現形は、一対一に対応するわけではない(1.2.1を参照)。たとえば(31)の *partait* には、半過去記号素の実現形が含まれる。これにたいして(32)の *partait* に含まれる過去時制記号素の実現形は、原過去時制記号素の実現形である。

4. おわりに

Pendant que 節にあつては、半過去記号素と単純過去記号素の過去時制記号素としての対立に中和が生じる。Pendant que 節に出現可能な過去時制記号素が、ひとつしかないからである。たとえば(33)の *je pianotais* や *elle fumait* に含まれる過去時制記号素の実現形を、ほかの過去時制記号素の実現形と入れ換えることはできない。かりにこの入れ換えが成立したとしても、それによって発話の知的意味に弁別が生じるわけでもない。なお半過去記号素と単純過去記号素は、それらの対立に中和が成立するための前提条件をみたしている。

(33) [...], certains soirs, Sophia chantait pendant que je *pianotais*, et d'autres soirs, je lisais pendant qu'elle *fumait*. (Fred Vargas, *Debout les morts*, Collection J'ai lu, 1995, p.121)

したがって Pendant que 節に現れることのできる過去時制記号素の実現形は、原過去時制記号素(半過去記号素と単純過去記号素の機能的共通部分)の実現形だと考えられる。たとえば(33)の *je pianotais* および *elle fumait* に含まれる過去時制記号素の実現形はどちらも、半過去記号素の実現形でもなければ単純過去記号素の実現形でもない。これらは、原過去時制記号素の実現形である。

原過去時制記号素は、半過去記号素と単純過去記号素が対立しない文脈に現れる「無標の過去時制記号素」である。一方、半過去記号素は単純過去記号素との対立を表意的に含意した「無標の過去時制記号素」である。原過去時制記号素は、いわば、半過去記号素と単純過去記号素の対立の外側にある「無標の過去時制記号素」にはかならない。

⁶ 原音素という概念については、たとえばMARTINET (1968) やAKAMATSU (1988) を参照。

参考文献

- 阿部宏 (1991) 「pendant について」『フランス語学研究』25, 43-50.
- AKAMATSU, Tsutomu (1988), *The Theory of Neutralization and the Archiphoneme in Functional Phonology*, John Benjamins.
- 川島浩一郎 (2004) 「日本語の促音音素 /q/ と中和について」『武蔵野美術大学研究紀要』34, 25-32.
- 川島浩一郎 (2006) 「フランス語の複合過去と半過去に関する一考察 — 時制とアスペクトの間接的対立 —」『福岡大学研究部論集』A6-3, 37-61.
- KAWASHIMA, Koichiro (2010), « Neutralisation en japonais. Une application de la théorie d'André Martinet au Japon », Klein, J.R. & F.Thyrion (eds), *Les études françaises au Japon. Tradition et renouveau*, Presses Universitaires de Louvain, 119-126.
- 川島浩一郎 (2012a) 「半過去と未完了解釈 — 完了か未完了かの弁別を含意しない過去時制 —」『福岡大学人文論叢』43-4, 817-833.
- 川島浩一郎 (2012b) 「過去時制と非現実解釈」『ふらんぼー』37, 東京外国語大学フランス語研究室, 17-35.
- 川島浩一郎 (2012c) 「時間的な対比を表す半過去について」『福岡大学研究部論集』A12-2, 9-13.
- 川島浩一郎 (2013) 「半過去と非現実の帰結 — 問一髪 —」『福岡大学研究部論集』A13-1, 25-31.
- 川島浩一郎 (2014a) 「単純未来, 近接未来, 近接過去との共起における半過去と単純過去の対立の中和」『福岡大学人文論叢』45-4, 521-541.
- 川島浩一郎 (2014b) 「複合過去と単純過去の対立の中和」『ふらんぼー』39, 東京外国語大学フランス語研究室, 45-65.
- 川島浩一郎 (2014c) 「教科書における無標の過去時制 : 半過去の教え方」『Rencontres』28, 関西フランス語教育研究会, 107-111.
- 川島浩一郎 (2015a) 「接続法半過去形および接続法大過去形における半過去記号素と単純過去記号素の対立の中和」『福岡大学人文論叢』46-4, 899-923.
- 川島浩一郎 (2015b) 「仮定を提示する Si 節における半過去記号素と単純過去記号素の対立の中和 — 半過去記号素と原過去時制記号素 —」『福岡大学人文論叢』47-2, 497-519.
- LABELLE, Françoise (2002), « Point de vue et aspect en français et en anglais », in LABEAU, E. & P. LARRIVÉE (eds), *Les temps du passé français et leur enseignement* (Cahiers Chronos 9), 71-89.
- MARTINET, André (1955), *Économie des changements phoétiques*, A.Francke.
- MARTINET, André (1968), « Neutralisation et syncrétisme », *La Linguistique* 4-1, 1-20.
- MARTINET, André (1979), *Grammaire fonctionnelle du français*, Didier.
- 渡瀬嘉朗 (1985) 「動詞の「時」と「相」」『フランス語学の諸問題』三修社, 38-49.
- 渡瀬嘉朗 (1990) 「「未完了」特性について」『東京外国語大学論集』41, 23-38.
- 渡瀬嘉朗 (1994) 「Actuel と Inactuel — 「現在」と「半過去」, 「大過去」 —」『東京外国語大学論集』48, 43-58.
- 渡瀬嘉朗 (1995) 「時制の理論のために — 文意の分析と時制の対立 —」『東京外国語大学論集』50, 35-50.
- 渡瀬嘉朗 (1998) 「二つの過去形 — 意味の枠組みの明確な過去, 枠組みのない過去 —」『フランス語を考える フランス語学の諸問題 II』三修社, 8-21.
- 渡瀬嘉朗 (2012) 『統辞理論の周辺』三修社.
- 渡瀬嘉朗 (2013) 「時制とマルク」『フランス語をとらえる フランス語学の諸問題 IV』三修社, 10-16.